

使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料条例（平成十六年東京都条例第六十号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）				第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
一 （現行のとおり） から八まで	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	一 （略） から八まで	（略）	（略）	（略）
九 （現行のとおり）	（現行のとおり）	六万七千円	（現行のとおり）	九 （略）	（略）	七万五千円	（略）